5 養育費・婚姻費用について

弁護士 茶木 真理子

Q5-1 養育費・婚姻費用の支払根拠

離婚となった場合に、子供の養育費を支払わなければならない根拠を教えてください。また、婚姻費用とはどのような場合に支払うものでしょうか。

A5-1

親は子を扶養する義務を負っており、親権の有無にかかわらず、離婚後も子の養育に要する費用を負担する必要があります。また、夫婦が別居した場合でも、夫婦は互いに扶養義務を負っていますので、夫婦が離婚するまでの間は、お互いの生活費(婚姻費用)を負担しなければなりません。

解説

- 1 養育費とは、民法766条1項の「子の監護に必要な事項」として、裁判所が非監護親から監護親に支払を命じる未成熟の子の養育に要する費用をいう。また、婚姻費用とは、婚姻家庭が、その資産・収入・社会的地位等に応じた通常の社会生活を維持するために必要な費用であり、民法760条により夫婦が互いに分担するものとされている。この養育費や婚姻費用の支払については、生活扶助義務(自己の生活を犠牲にしない限度で、被扶養者の生活扶助を行う義務)ではなく、生活保持義務(自分の生活を保持するのと同程度の生活を被扶養者にも保持させる義務)と考えられている。
- 2 婚姻費用は、夫婦の扶助義務に基づくものであるため、離婚が成立した以降は負担する必要はない。他方、養育費の支払の終期については、子が20歳になるまでとする場合が多く、①離婚時に子が既に大学に進学している場合や、②高学歴の夫婦で子にも相応の教育を受けさせることが相当であり、義務者が安定的に高収入を得ているといった場合では、大学卒業時までとする例もある。
- 3 当事者間で養育費や婚姻費用の具体的な額が決ま らない場合は、調停の申立をすることができる。調 停が不成立となった場合は、自動的に審判手続が開 始される。

Q5-2 養育費・婚姻費用の算定基準

養育費や婚姻費用の算定にあたっては、裁判所には 算定基準があると聞いたことがありますが、その内容 について詳しく教えてください。

A5-2

簡易迅速な算定をするために、家庭裁判所では算定 基準(算定表)を広く活用しています。この算定基準(算 定表)は東京家庭裁判所HP (http://www.courts. go.jp/tokyo-f/)等で見ることができます。

解説

Q5-1でも述べたとおり、養育費や婚姻費用の支払義務は生活保持義務と考えられているため、養育費等の 算定もこの点を前提に行うことになる。

実際の養育費等の算定にあたっては、東京・大阪養育費等研究会「簡易迅速な養育費等の算定を目指して - 養育費・婚姻費用の算定方式と算定表の提案 - 」(判タ1111号285頁以下)に掲載された算定基準(算定表)が簡易迅速な算定方法として、全国の家庭裁判所において広く活用され、実務に定着している。

この算定基準は、実際の算定表を見れば明らかなとおり、権利者と義務者の総収入を基礎に養育費等を算定するものである。給与所得者の場合には、源泉徴収票にある「支払金額」が総収入の額となる。問題となるのは、自営業者の場合である。実務上は、確定申告書にある「課税される所得金額」を総収入の額にするとされてはいるものの、税法上控除されたもののうち、実際に支出されていない費用などは加算して、総収入を認定する必要がある。具体的には、「社会保険料控除」以外の各控除項目と「青色申告特別控除」および現実に支出がされていない「専従者給与額の合計額」を加算することになると考えられる1。また、必要経費(特に減価償却費)についても、控除の妥当性について検討すべき場合がある(同)。

算定基準(算定表)は、当事者が自分なりの養育費等の額を予測するには非常に有用なものである。ただし、この算定基準(算定表)によることが著しく不公平となるような特別な事情がある場合には、その事情も考慮して最終的な金額が決まることになる^{2、3}。

Q5-3当事者が無職や収入不明な場合の算定方法

義務者が稼働できるのに稼働していない場合や、義 務者の収入が不明な場合は、どうやって算定するので すか。

A5-3

義務者が稼働できるのに稼働していない場合や義務者の収入が不明な場合は、義務者の収入を「O」とするのではなく、推計した収入から養育費を算定します。解説

Qにあげたような場合でも、義務者に稼働能力程度の収入はあると推認し、賃金センサスを利用して義務者の収入を推計して、その収入をもとに養育費を算定することになる。このような方法によった裁判例として、宇都宮家審平8.9.30(家月49巻3号87頁)、大阪高決平16.5.19(家月57巻8号86頁)等がある。

なお、権利者も、稼働できる状態であるのに稼働していないという場合には、義務者と同様、推計された収入が認定される場合がある。この点、大阪高決平20.10.8(家月61巻4号98頁)は、権利者が4歳と3歳の幼児を養育している事案で、義務者が権利者の潜在的稼働能力を考慮すべきと主張したが、子の年齢が幼いこと等を理由に稼働能力が存在するとはいえないとした例である。

Q5-4 子供が私立学校に通う場合の算定方法

子供が私立学校に通う場合、その学費は養育費の算定にあたって考慮されますか。

A5-4

義務者が私立学校への進学を承諾している場合や、 その収入および資産の状況等からみて義務者にこれを 負担させることが相当と認められる場合には、考慮さ れると考えられます。

解説

裁判所の算定基準では、子の生活指数を定めるにあたって、公立学校の学校教育費を考慮しているのみで、私立学校の学費その他の教育費までは考慮していない。

ただし、Aにあげたような場合には、義務者にも私立学校の学費を負担させることになると思われる⁴。婚姻費用の事例ではあるが、神戸家審平1.11.14(家月42巻3号94頁)は、義務者が公立高校に入学させる意向を有していたにもかかわらず、同人に無断で私立高校に入学させたという事案で、私立学校の学費は考慮されなかった。

私立学校の学費を考慮するとして、その具体的な算 定方法が問題となる。この点については、私立学校の 学費等から、算定基準において考慮されている学校教 育費(公立中学校は年額13万4217円、公立高等学校は 年額33万3844円)を差し引き、不足分を義務者と権利者との基礎収入に応じて按分するなどして、算定基準で得られた金額に加算する方法が考えられる。

Q5-5 子ども手当や児童扶養手当等の取扱い

権利者が子ども手当や児童扶養手当を受け取っている場合、これらの公的給付を差し引いた額を支払えばよいのですか。

A5-5

公的給付を差し引くことはできません。 解説

子ども手当や児童扶養手当といった公的給付は、子 どもの健やかな成長を支援するものであり、養育費等 から差し引くことは許されないと解される。養育費等 に加えてこれらの公的給付が支払われることこそがそ の趣旨に合致するからである。

この点について争われた裁判例としては、広島高判平22.6.24(裁判所ウェブサイトに掲載)、福岡高那覇支決平22.9.29(家月63巻7号106頁)がある。いずれも子ども手当について問題になったが、裁判所は、子ども手当が次代を担う子どもの育ちを社会全体で応援するとの観点から支給されるものであること等を理由に、養育費等の額には影響を与えない旨判断している。

Q5-6 養育費の増減額が認められる場合

養育費の増額や減額が認められるのは、どのような 場合ですか。

A5-6

養育費を決めた後に、当時は予測し得なかった事情の変更があったことが必要です。事情の変更にあたる場合としては、①子が進学した場合、②権利者または義務者の収入が増えた、あるいは減った場合、③義務者が再婚をした場合、④子が第三者と養子縁組をした場合等があげられます。

解説

養育費が決められた後に事情の変更があった場合には、養育費の額の変更を求める調停を申し立てることができる。具体的に事情の変更があると認められる場合としては、Aであげたような各場合があげられる。

特に問題となるのが、権利者または義務者が再婚を した場合である。権利者が再婚した場合には、その再 婚相手と子が養子縁組すれば、再婚相手(養親)が第一 扶養義務者となるので、義務者(実親)が支払う養育費 の減額が認められる可能性が高い。他方、義務者が再婚した場合は、義務者は再婚相手やその間に生まれた子に対しても扶養義務を負うことになるため、その分養育費は減額されることになる。ただし、再婚相手に相当程度の収入がある場合には、再婚相手自身の生活費はそれでまかなうとして、再婚相手の存在を考慮する必要がない場合も考えられる5。

- 1 岡健太郎「養育費・婚姻費用算定表の運用上の諸問題」判タ 1209号5頁
- 2 田中由子「子をめぐる家事事件の審理と運営について 初めて家事事件を担当する裁判官のために-」家月62巻4号41頁でも、最終的には、養育費の額は個別的要素に左右され、個別事案によっては、算定表をそのまま適用することが相当でないものもあることに留意すべきとされている。
- 3 算定表の利用にあたっての実務上の留意点については、*1の ほか、濱谷由紀・中村昭子「養育費・婚姻費用算定の実務-大 阪家庭裁判所における実情」判タ1179号35頁、婚姻費用に限っ てのものではあるが、菱山泰男・太田寅彦「婚姻費用の算定を 巡る実務上の諸問題」判タ1208号24頁が参考になる。
- 4 1の10頁
- 5 1の7頁